

さわやかフェア・あみ商工まつり・創療祭、同時開催

2012

12



▲創療祭



▲▼さわやかフェア 2012

▼あみ商工まつり 2012



10月28日、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で『さわやかフェア 2012』が開催されました。

今年も、町商工会『あみ商工まつり 2012』・県立医療大学『創療祭』との三つのイベントの同時開催となりました。

開催当日は小雨が降るあいにくの天気でしたが、人気の店には長い列ができるなど、多くの来場者でにぎわいました。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 平成 24 年度上半期財政事情 … 2
- 財産の差押を実施しています！ … 3
- 障害者週間と障害者理解について …10
- 放射線の状況をお知らせします …14
- 町長への手紙／寄せられた意見と回答 …20
- まい・あみ・まつり 2012 決算報告 …23

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

町の財政状況を公表します

平成 24 年度上半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、各会計予算の収支状況等（平成 24 年 9 月 30 日現在）をお知らせします。

企画財政課 ☎888-1111 (223・224)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,203,025	4,188,430	58.1	議会費	158,687	81,648	51.5
地方譲与税	206,200	57,918	28.1	総務費	1,645,762	639,137	38.8
地方消費税交付金	446,800	240,242	53.8	民生費	4,286,563	1,182,770	27.6
地方特例交付金	29,177	29,177	100.0	衛生費	1,335,913	440,795	33.0
地方交付税	888,724	616,228	69.3	農林水産業費	265,557	59,790	22.5
分担金及び負担金	203,067	88,669	43.7	商工費	145,556	78,673	54.0
使用料及び手数料	253,364	117,930	46.5	土木費	3,326,382	638,409	19.2
国庫支出金	1,779,297	423,283	23.8	消防費	690,075	296,661	43.0
県支出金	957,986	90,350	9.4	教育費	3,019,862	1,067,442	35.3
繰入金	321,760	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	638,620	1,449,820	227.0	公債費	1,358,188	513,564	37.8
諸収入	560,624	177,716	31.7	諸支出金	3,627	3,000	82.7
町 債	2,571,000	0	0.0	予備費	18,846	0	0.0
その他	195,375	58,021	29.7				
合 計	16,255,019	7,537,784	46.4	合 計	16,255,019	5,001,889	30.8

■特別会計

(単位:千円・%) ※予算現額（一般会計および特別会計）:当初予算額に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,111,158	2,394,908	46.9	2,143,965	41.9
公共下水道事業	2,177,635	238,141	10.9	440,358	20.2
土地区画整理事業	216,770	350,177	161.5	125,136	57.7
農業集落排水事業	171,668	17,572	10.2	43,944	25.6
介護保険	2,297,830	852,417	37.1	976,889	42.5
後期高齢者医療	666,122	118,066	17.7	275,550	41.4
合 計	10,641,183	3,971,281		4,005,842	

※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

(単位:千円・%) ※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます

区 分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的			
収入	983,645	482,587	49.1
支出	983,645	324,816	33.0
区 分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的			
収入	341,895	12,443	3.6
支出	710,412	489,278	68.9

※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます

※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします

※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区 分	現在高
一般会計	10,261,220
特別会計	9,924,927
公共下水道事業	7,601,450
土地区画整理事業	1,064,815
農業集落排水事業	1,258,662
公営企業会計(水道事業)	833,719
合 計	21,019,866

●一時借入金

なし

■基金の現在高

(単位:千円)

区 分	現在高
財政調整基金	2,663,700
減債基金	373,100
その他の基金	2,281,773
国民健康保険支払準備基金	180,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	76,477
介護給付費準備基金	8,476
土地開発基金(現金)	3,600
合 計	5,587,226

許さない！ 町税・国保税滞納。守ります！ 税の公平

財産の差押を 実施しています！

不動産・預金等差押

875 件

(平成 23 年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147・148)

■納期限内の納税を

税金は、本来定められた期限までに自主的に納税されなければならぬものとされています。税金は、福祉・教育・公共事業や公共サービスなどのために必要不可欠な財源です。納期限内の自主納税にご協力ください。

■滞納処分(差押)

納期限までに納税されないことを税の滞納と言います。町税・国保税を滞納した場合、本税額のほかに日数に応じて延滞金が増加される場合があります。また、町の租税債権を保全するため、**滞納処分(差押)**を受けることがあります。なお、滞納処分は下記の「滞納処分の手順」にあるとおりに行われます。

■納税相談を随時受付中

催告しても早期完納の見通しが立たないとき、滞納額が累積しているときなども差押の対象となります。収納課では納税に関する相談を随時受け付けています。納期限内に納付できないときなどには、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

■滞納処分の手順

①納税通知書・督促状の送付

町から納税通知書が送付されますので、納期限までに納付をしていただきます。納期限内までに納付されないときは督促状を送付します。

②文書・電話・訪問等による納付催告

督促状を送付しても納付がない場合は、納付催告書や電話・訪問により納付を催告します。

③財産調査と滞納処分(差押)

それでも納付がない場合は、税負担の公平性を保ち、町の租税債権を保全するために、納税義務者の所有する財産を差し押さえることとなります。

具体的には所有財産を把握するため、金融機関へ預貯金残高を照会したり、勤務先へ給与額を照会したりするなど財産調査を行います。

財産調査の結果により、差押財産を決定します。差押を行った場合、納税義務者本人だけでなく、利害関係者(勤務先・金融機関・抵当権者等)に「差押通知書」が送付されます。

▼差押対象財産の例：▼不動産

産▼預貯金▼給与▼年金▼生命保険▼動産▼自動車▼各種債権ーなど

■税の滞納Q&A

Q 本人の同意がない差押は無効ではないのですか？

A 地方税法では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえしなければならぬ」とされています。したがって、同意のない差押も有効です。また、税金滞納による滞納処分は裁判所の令状等が必要なく、町が直接執行することができま

Q 差押を解除するにはどうすればよいですか？

A 差押の対象となった町税・督促手数料・延滞金・滞納処分費のすべてを完納すれば解除されます。

Q どのくらい滞納をする

A と滞納処分の対象になりますか？

A 滞納金額の多い少ないは関係ありません。少額であっても財産調査を実施し、財産があれば滞納処分を

行います。

Q うっかりして納期限が過ぎてしまいました。納期限が過ぎた納付書で納付できますか？

A 納期限を過ぎた納付書でも、納付書裏面に記載のある金融機関(コンビニエンスストアは不可)、役場・うずら出張所窓口で納付することができま

Q 延滞金はどのくらいの割合で計算しているのですか？

A 納期限後に納付される場合、地方税法の規定により、延滞金は基本的に年14・6%の割合で計算します。

滞納は放置せず、事情のある人は必ず納付の相談を！

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に収めることが困難な人は、そのまま放置せず、必ず収納課にご連絡ください。

知っておきたい エイズのお話

～大切なのは正しく知ること・防ぐこと～

問い合わせ 健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940



日 本国内のHIV新規感染者数は、2011年の報告によると年間1056人となり増加傾向にあります。

エイズは身近な病気です。自分自身やパートナーを守るためにも、エイズのことをよく知り予防することが大切です。また、早期の治療開始により、エイズの発症や病状の進行を抑えられるようになります。早期発見・適切な治療も大切です。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

ウイルスの名前。からだを病气などから守っている免疫を徐々に破壊する。
▼HIV感染者：HIVに感染しても、エイズを発症していない人

自覚症状のない時期

HIVに感染してもすぐに症状が出るわけではありません。自覚症状がなくても他人へ感染させることもあります。

AIDS（後天性免疫不全症候群）

「生まれた後にかかる免疫の働きが低下することにより生じるいろいろな症状の集まり」という意味。つまり、病気の総称。

▼エイズ患者：エイズという病気を発症した人

HIVの感染経路と予防法

① 性行為感染：HIVに感染した人とコンドームを使わない性行為（口・直腸での行為を含む）をすることで感染します。日本では、感染経路の約9割が性行為によるものと言われています

▼予防法：性行為の際はコンドームを正しく使しましょう

② 血液感染：麻薬の注射やピアスの穴あけなど、注射針の共有によってHIVに感染した人の血液が体内に入ることで感染します ※日本の医療機関の注射器は使い捨てなので、心配ありません

▼予防法：麻薬や覚醒剤は使ってはけません。ピアスの穴あけ器や血液がつかやすいかみそりなどは自分専用にししましょう

③ 母子感染：HIVに感染しているお母さんから、妊娠中や出産時・授乳中に赤ちゃんに感染します

▼予防法：お母さんの感染がわかった場合、適切な治療を受けることで赤ちゃんへの感染を予防できます

● HIVの感染力は非常に弱いので、こんなことでは感染しません…▼空気や水▼せきやくしゃみ▼吊り革や手すり▼食事や回し飲み▼理美容▼軽いキス▼握手や体との触れ合いやマッサージ▼プールや一緒に入浴したりシャワーを浴びたりする▼傷のない肌への便や尿の付着

感染が心配なときは

感染の不安があるとき、検査を受ける決断をするまでに悩むのは当然です。そんなときは、保健所に相談してみましよう。エイズに関する無料電話相談を行っています。

▼県土浦保健所

☎821-5516

☎826-0606（エイズ

専用電話相談）

検査を受けたいときは

感染の有無は血液検査（HIV抗体検査）で確かめられます。この検査は保健所において匿名で受けることができます。HIVに感染しても、感染初期には血液中に抗体やウイルスが検出されない期間がありますので、感染機会から3か月以上経過してから検査をお受けください。

▼実施日時（事前に匿名の電話予約が必要） ▼日中検査：毎週木曜日午前9時～10時 ▼夜間検査：毎月第3

木曜日午後5時～7時 ▼検査内容 エイズ検査と併せて、B・C型肝炎検査およびクラミジア検査・梅毒検査を行うことができます

▼検査費用 無料
▼検査結果 翌週に再度来所し、結果を確認します。日中検査を受ける場合、エイズ検査だけは採決後おむね1時間後に結果が出る『即日検査』という方法で検査を受けることもできます

（夜間検査では行いません）
▼問い合わせ 県土浦保健所保健指導課エイズ担当 ☎821-5516

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

健診は受けましたか？

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

町の集団健診日程に予定が合わなかった人は

希望日に受診できる『医療機関健診』をご利用ください

国保年金課 ☎ 888-1111 (131 ~ 135)

国保係 (131 ~ 133)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40 ~ 74 歳 (平成 25 年 3 月 31 日までに 40 歳に到達する人 ~ 75 歳の誕生日前までの人)	▼基本項目: 問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼詳細項目: 貧血検査・眼底検査・心電図検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300 円

■ 受診できる医療機関 (町と契約している医療機関)

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますのでお問い合わせください。

医療機関	住 所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央 3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗 1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷 2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷 1329-1	834-2222
河合内科医院	本郷 1-2-1	843-3301
さかえ医院	中央 4-8-24	888-2662
なるしま内科医院	本郷 1-22-1	869-4820
若松クリニック	阿見 4755-1	888-1171

■ 申込方法

受診券を発行しますので、保険証を持参のうえ国保年金課窓口でお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

■ 受付期間

平成 25 年 2 月 28 日まで (土・日・祝日を除く)

■ 受診可能な期間

平成 25 年 3 月 31 日まで

■ 自己負担額の免除

下に該当する人は健診費用が無料になりますので、申込時に手帳等の証明できるものをご提示ください。

▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が 1 級または 2 級の人

▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級の人

▼重度の知的障害とされた人(療育手帳で㊦または A の人)

後期高齢医療福祉係 (134・135)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降の人、65 ~ 74 歳で後期高齢者医療保険証をお持ちの人	▼基本項目: 問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※高血圧や糖尿病などで受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目 (貧血検査・眼底検査・心電図検査) は別途料金で受診できます	無 料

■ 申込方法

受診券を発行しますので、保険証を持参のうえ国保年金課窓口でお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

■ 受付期間

平成 25 年 2 月 28 日まで (土・日・祝日を除く)

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター (東京医科大学茨城医療センター敷地内)

■ 受診可能な期間

平成 25 年 3 月 31 日まで

寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ

高 福 齢 祉

社会福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (161・163)

『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。この慰労金を申請する際は、社会福祉課までお申し込みください。

● 申込期間（土・日・祝日を除く）：平成25年1月4日（金）～1月31日（木）

● 申込方法：直接社会福祉課に申し込む（印鑑持参）

● 支給月：平成25年3月

対象

平成24年1月1日～12月31日に町に住所を有し、かつ平成24年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している、次に該当する人。

① 平成24年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（3か月以内の入院は在宅とみなす）▼右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している▼住民税非課税世帯に属している

② 平成24年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護3以上と認定されている高齢者を3か月以上継続して在宅で介護（1か月以内の入院は在宅とみなす）し、在宅期間を含む4か月間継続して介護保険サービスを利用せずに介護している▼①に該当する介護慰労金を受給していない

支給額

① 10万円 ② 3万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の高齢者で、町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下、認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。

この認定書の交付を受けるには、社会福祉課窓口申請が必要です（申請後、郵送にて交付）。

対象

平成24年12月31日現在65歳以

上で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

▼特別障害者…▼身体障害者手帳1・2級に準じる人▼

重度の知的障害に準じる人▼

▼6か月以上寝たきりの状態にある人

▼障害者…▼身体障害者手帳3～6級に準じる人▼軽・中度の知的障害に準じる人▼

※身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

おむつ代の医療費控除

高齢者のおむつ代について、次に該当する人は所得税・個人住民税の医療費控除を受けられる場合があります。

対象

平成24年12月31日現在65歳以上で、介護保険の要介護認定申請をした人で、おむつを使用している人。おむつを使用した年に作成された主治医意見書に▼障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）…BまたはC▼尿失禁の発生可能性…ありの両方の記載がある場合。

必要書類

▼1年目…▼『おむつ代の領収書』▼『おむつ使用証明書』（医師が発行したもの・有料）

▼2年目以降…▼『おむつ代の領収書』▼『主治医意見書の内容を確認した書類』（町が発行したもの・無料）

※平成24年分の確定申告の対象となるおむつ代は、平成24年中に支出したものです

※『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付を受けるには、社会福祉課窓口申請が必要です

問い合わせ

▼介護慰労金の交付：社会福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (161)

▼『障害者控除対象者認定書』『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付：社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164)

▼町県民税：税務課町民税係 ☎888-1111 (156)

▼所得税：竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

ご利用ください！ 介護保険

介護保険のサービス を利用するには？

社会福祉課介護支援係 ☎888-1111 (164・165)

介護 保険

日 常生活に不自由を感じようになり、介護保険のサービスを利用したいとき、具体的にどのようなようにすれば良いのでしょうか？ 今回は、利用までの手順についてご説明します。

利用までの手順

⑥	⑤	④	③	②	①
サービスの開始	介護サービスの計画作成	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への依頼	認定結果通知	要介護認定 主治医の意見書 認定調査 審査会の判定	申請

① 申請

社会福祉課の窓口で、要支援・要介護認定の申請を行ってください。本人や家族以外でも、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうことができます。

65歳以上の人はどなたでも申請することができますが、40～64歳の人は、16種類の特定疾病に該当している必要があります。

● 申請に必要なもの

▼ 介護保険要介護・要支援認定申請書：社会福祉課の窓口にあります

▼ 介護保険被保険者証：65歳以上の人

▼ 健康保険被保険者証：40～64歳の人

※申請書には本人の氏名や生年月日などのほかに、意見書を依頼する主治医（かかりつけ医）の氏名、医療機関名を記入していただくようになります。事前にご確認ください

② 要介護認定

● 主治医の意見書：町が申請書に記入してある主治医（かかりつけ医）に依頼し、心身の状態や生活機能について、意見書を書いてもらいます

● 認定調査：町の担当者が自宅を訪問し、心身や生活状況について、74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会います。

● 審査会の判定：訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

● 審査会の判定：訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

※調査の主な内容は、▼ベッドや布団からの起き上がりができますか？ ▼薬の内服が1人でできますか？

— など

③ 認定結果通知

認定結果を郵送でお知らせします。原則として、申請日から30日以内に認定結果通知が届きます。

④ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への依頼

介護保険のサービスを在宅で受けるためには、事前に介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。

要支援1・2の人は地域包括支援センターに、要介護1～5の人は居宅介護支援事業所に連絡し、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼してください。

※居宅介護支援事業所のほか、各サービス事業所の一覧は社会福祉課の窓口にあります

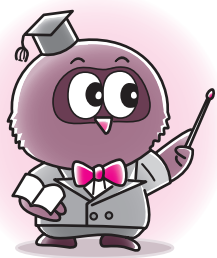
⑤ 介護サービス計画（ケアプラン）作成

『どのような目的でどんなサービスをどのように利用するか』という計画です。

地域包括支援センターの職員または居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、本人や家族との面接・課題分析・サービス担当者会議—などを行いながら作成します。作成した介護サービス計画（ケアプラン）は、本人の同意を得て決定されます。作成についての利用者負担はありません。

⑥ サービスの開始

居宅介護サービス・介護予防サービスは、⑤で作成した計画に沿って行われます。サービス費用の1割は利用者負担となります。



申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

●ご家族の保険料も納付している人

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。

▼注意事項
納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

▼証明内容
1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額
年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に保管してください。

世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。

このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

**控除証明書専用ダイヤルの
照会用電話番号 ☎0570-1070-1117**
期間…
11月1日～平成25年3月15日
▼月・金曜日…午前8時30分～午後5時15分
※月曜日は午後7時まで。
土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

■国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの人に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や、免除・猶予制度のご案内、戸別訪問による保険料の収納業務、その他口座振替等のご案内を民間事業者へ委託しています。

平日の日中はお仕事や学校等で連絡がつきにくいこともあるため、土日や祝祭日の午前8時～午後9時までの時間帯にお電話や訪問をさせていただく場合があります。

▼注意事項

▼委託事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません▼委託事業者が戸別訪問して保険料をお預かりする場合、顔写真入りの納付奨励員証明書(身分証)を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの人に限り、保険料をお預かりすることが可能となっています ※納付書をお持ちでない人から保険料をお預かりすることはありません

▼委託事業者

アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体(平成24年10月から)

▼問い合わせ

☎096-221-2800

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7121

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

頬にあたる風が、一段と冷たく感じる季節となりました。

今月は、『児童館』の紹介です。

24
子育て



乳幼児対象の活動

乳幼児とその保護者を対象に、育児サークルを行っています。活動の内容はリズムうんどう・ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなどです。親子が楽しみながらピアノに合わせて体を動かしたり、触れ合ったりして過ごします。また、季節ごとの行事は、親子で楽しむ姿が見られます。

町内の公民館や公園に出向いて行う『うごく児童館』では、親子で楽しめる遊びを通して近くに住んでいる親子の皆さんも気軽に参加していただけるようにしています。
※民生委員児童委員・更生保護女性の会・子育て支援センター・母親クラブの皆さんにサポートしていただいています



小学生対象の活動

小学生を対象として、一輪車・粘土細工・ダンス・押し花・絵手紙など、参加者を募りクラブ活動を行っています。各クラブとも講師を招いて行っているため、初心者でも楽しく参加できます。粘土細工や押し花クラブでは、毎回子どもたちが創意工夫しながら作品を作り上げる姿が見られます。一輪車・ダンスクラブでは、回を重ねるたびに楽しさが増し、毎年『まい・あみ・まつり』のジュニアフェスに出演して楽しいパフォーマンスを披露しています。

また、季節ごとの行事や児童館まつりには、地域の人たちと触れ合う地域交流会なども行っています。



母親クラブの活動

母親クラブは阿見町に在住の人が児童館を拠点に活動しているグループです。子どもを持つお母さんばかりでなく、地域の児童健全育成に関心がある人なら年齢・性別を問わず、どなたでも入会できます。

○どんぐりクラブ

コーラス・ミュージックベルクラブ、手芸クラブ、バドミントンクラブ、きりんクラブ

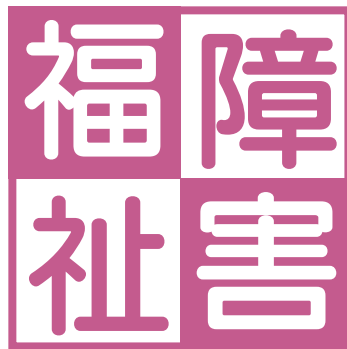
○さくらんぼクラブ

ポッキークラブ（人形劇・ペープサート）、ちゅうりっぷクラブ（フラワーアレンジメント）、ひよこクラブ



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

障害者週間と障害者理解について



障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎888-2943

障害者週間（期間は毎年 12 月 3 日～9 日の 1 週間）

国民の間に広く、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化・その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12 月 3 日から 12 月 9 日まで『障害者週間』が設けられています。週間中はもとより、日ごろからも障害者福祉についての関心と理解を深めていただき、地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりの一員となっていただきますよう、お願いします。

障害者週間にあわせて、障害者による作品を総合保健福祉会館で展示します。ぜひご覧になってください。

障害について

障害についての理解を進めるといっても、障害にはさまざまな種類があり、その状態も多様です。

●身体障害者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）に障害があり「身体障害者手帳」を交付されている人のことをいいます。

- 視覚障害は、まったく見えない「全盲」・眼鏡などで矯正しても視力が弱い「弱視」・見える範囲がせまい「視野狭さく」があります
- 聴覚障害は、人の声や物音が聴こえない、または聴こえにくいという障害です
- 平衡機能障害は、姿勢を調整する機能の障害により、四肢体幹に異常がないのに起立や歩行に異常があります
- 音声・言語・そしゃく機能障害は、音声を発することができない・発生しても言語がない、音声・言語による意思疎通が困難である。そしゃく・嚥下（えんげ）機能が障害により経管栄養でしか栄養を補給できない、障害により通常の食事では十分な栄養補給ができない障害です
- 肢体不自由は、手や足、体の胴の部分に障害があります。この中でも脳性まひ・筋ジストロフィー・脊椎損傷等により全身に障害が及ぶものを一般的に全身性障害といいます
- 内部障害は疾病等により心臓・じん臓・肺・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の働きが弱くなったり、機能しなくなったりする障害、免疫機能の障害をいいます

●知的障害者

知的障害とは、生活や学習面であらわれる知的な働きや発達の遅れが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるため、何らかの援助を必要とする人のことをいいます。町に在住の人には県から「療育手帳」が交付されます。

●精神障害者

統合失調症・うつ病等の気分障害・アルコールや薬物依存・その他の精神疾患がある人のことをいいます。継続的に日常生活または社会生活に制限がある場合には、申請により県から「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

●発達障害者

自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害をもつ人のことをいいます。

●高次脳機能障害者

病気や事故などで、脳が部分的に損傷を受け、記憶・注意・遂行機能・感情の障害、判断力の低下により、日常生活・社会生活に制限がある人をいいます。

共生社会をめざして

障害のある人もない人も、同じ地域で生きていくためには、普段の何気ない行動が大変重要になります。

- 視覚に障害のある人は、歩道や視覚障害者用誘導用ブロックの上に自動車の駐車、自転車・荷物を置くと歩行できなくなりますので、自転車などを止めたり荷物を置かないことが大切です
- 聴覚に障害のある人は、意思の疎通が図れないなどの悩みがあります。時間はかかりますが、筆談が手軽な手段です
- 歩道や通路に物が置いてあると車いすでは通行できません。物などを置かないことが大切です。また、お店で商品が高いところにあり手が届かない、段差があり車いすが通行できないというような困ったところを見かけたら声をかけてみてください
- 内部障害は外見からは分からないため、理解されにくい障害です。医療機関に定期的に通院する人には理解と時間への配慮が必要です。人ごみや電車の中での携帯電話の使用はペースメーカーに影響があります。タバコは喫煙場所で吸ってください。呼吸器に影響があります
- 知的障害者にはゆっくり丁寧に簡単な言葉で話しかけてください。また、会話でのコミュニケーションがとれない人にはジェスチャーや表情でコミュニケーションを図ってください
- 精神障害者は適切な治療を継続して受けることにより、症状が安定しています

以上いくつかのことを述べさせていただきましたが、大事なことは障害者を特別な目で見ないで、障害者の抱える問題に関心をもっていただきたいということです。障害を理解しやさしさとゆっくりとした気持ちを持って接していただきたいと願っています。

町では、「障害者が住み慣れた地域や家庭で、生きがいある生活を営める町」を目指して、これからも取り組んでまいります。

障害者の就労支援

障害者が就職を目指すとき、各種相談機関・訓練・制度がご利用いただけます。

〔就労に関する相談支援〕

障害者就業・生活支援センターかすみ、町障害福祉課では、ニーズや課題に応じてご相談に応じます。

〔就労移行支援・就労継続支援〕

一般就労に向けて、事業所内での作業や、企業における実習、適正に合った職場探し、就職後の職場定着のための支援を行います（申込み先：町障害福祉課）。

〔求職登録・職業紹介〕

ハローワークでは、求職者の能力等と職務の要件とを照合して職業紹介を行います。障害者枠の職業紹介もあります。

〔障害者の雇用に対する支援・助成制度〕

ハローワークでは、障害者の雇用に対する、各種支援・助成制度をご案内します。

■問い合わせ

- ▼町障害福祉課（阿見町） ☎888-2943 ▼障害者就業・生活支援センターかすみ（土浦市） ☎827-1104
- ▼ハローワーク土浦（土浦市） ☎822-5124

◎お願い 公的機関や店舗などに車いすのマークが描かれている駐車スペースは、歩行に困難のある障害者や高齢者などのために設置されているものです。適正な利用にご協力ください。

個人住民税の主な改正点

平成 25 年度から適用される個人住民税の税制改正についてお知らせします

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

生命保険料控除の改正

平成 25 年度分の個人住民税（町・県民税）から、生命保険料に対する控除が改正されます。

▼現行の生命保険料控除は、「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の 2 種類に分けられており、それぞれ適用限度額が 3 万 5 千円（合計適用限度額は 7 万円）となっておりますが、平成 24 年 1 月 1 日以降に契約した生

旧保険料等（旧制度）	新保険料等（新制度）
平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約） 【合計適用限度額 70,000 円】	平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等 【合計適用限度額 70,000 円】
一般生命保険料控除 【適用限度額 35,000 円】	一般生命保険料控除 【適用限度額 28,000 円】
個人年金保険料控除 【適用限度額 35,000 円】	介護医療保険料控除 【適用限度額 28,000 円】
	個人年金保険料控除 【適用限度額 28,000 円】

①新保険料等用の計算式

年間の支払保険料等の金額	控除額の計算式
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

① 平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した一般の生命保険料および個人年金保険料の控除は、「新保険料等用の計算式」を適用します
② 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した一般の生命保

②旧保険料等用の計算式

年間の支払保険料等の金額	控除額の計算式
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

③ 新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合には、上記 ①および ②のそれぞれの計算式で求めた控除の合計額が適用となります。適用限度額はそれ

勤続年数が 5 年以下の法人役員等が支払いを受ける「役員退職手当等」に対する退職所得の課税方法について、退職所得額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置が廃止されます。（平成 25 年 1 月 1 日から支払われる退職所得から適用されます。）
※その他の改正点については、お問い合わせください

法人役員等の退職所得の改正

退職所得に係る個人住民税について、所得割の額から税額の 10% を控除する仕組みとなっておりますが、この 10% 税額控除が廃止されます。（平成 25 年 1 月 1 日から支払われる退職所得から適用されます。）

退職所得に係る税額控除の改正

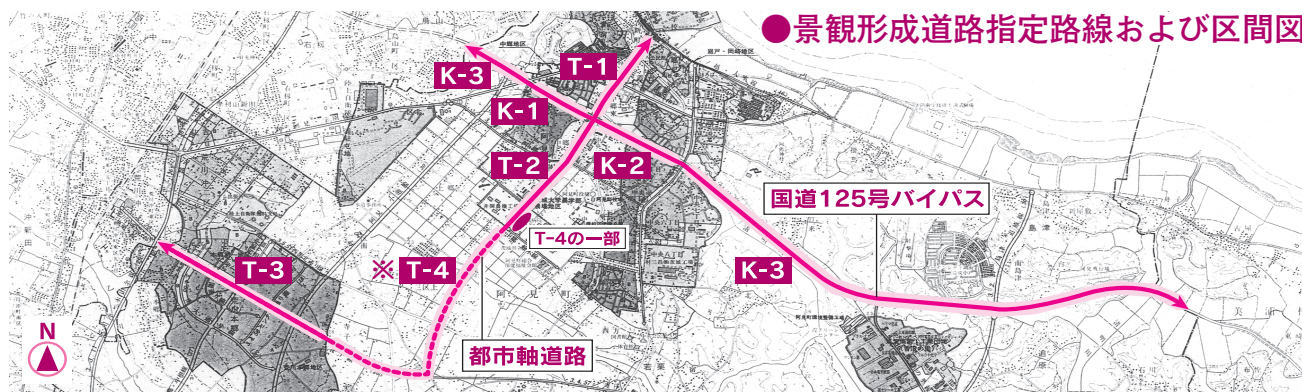
それぞれの区分ごとに 2 万 8 千円となります。ただし「旧保険料等の計算式」（適用限度額 3 万 5 千円）のみの計算を適用した方が、合計控除額が大きくなる場合には、「旧保険料等の計算式」のみの計算を適用します

都市軸道路・国道125号バイパスは、

『景観形成道路』に 指定されています



都市計画課 ☎888-1111 (244)



●景観形成道路指定路線および区間図

景観形成道路とは

良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。次の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（上記路線および区間図参照）。

①都市軸道路（都市計画道路 新町・中郷線、中郷・寺子線、荒川沖・寺子線）およびその沿道

②国道125号バイパス（町内区間）およびその沿道

また、将来の景観形成の方向性等から区間を分け、その区間ごとに沿道の景観づくりを進めています。

指定を受けると…

景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくことになります。

主な基準の内容

基準では、沿道の敷地・建

築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）——などに関するルールを定めています。

届出制度

景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転——などの行為は、事前にその内容を町に届け出ていただく必要があります。

景観形成道路にかかる行為の届出は、左図のように行い

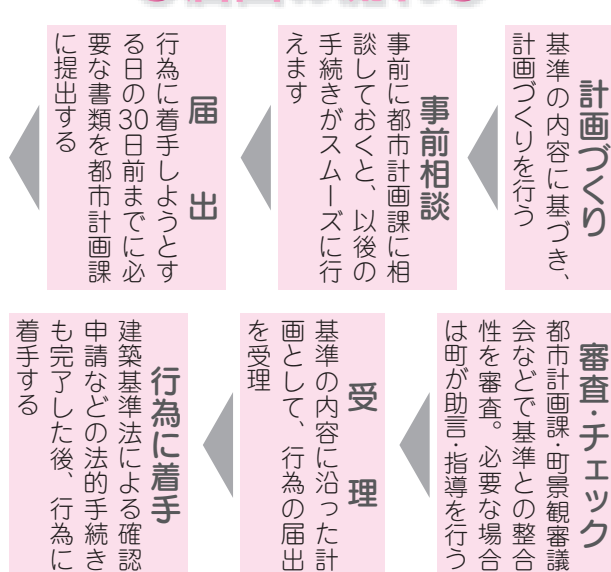
ます（上記図面の破線部分を除く）。

助成制度

良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

※T-4区間（上図参照）については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます。運用開始に関しては、あらためて周知します

●届出の流れ●



▼景観形成ガイドライン <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/keikankeisei.htm>

放射線の状況をお知らせします

放射能対策室 ☎888-1111 (127)

放射線の定期測定

毎月子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。10月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

第 35 回 (測定日 10 月 22 日～26 日)												
施設名	屋内 (床上)			屋外 (地上)			施設名	屋内 (床上)			屋外 (地上)	
	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m		0cm	50cm	1m	0cm	50cm
阿見小学校	0.071	0.071	—	0.091	0.095	—	中郷保育所	0.091	0.079	—	0.092	0.086
実穀小学校	0.071	0.075	—	0.114	0.129	—	南平台保育所	0.071	0.075	—	0.093	0.098
吉原小学校	0.077	0.072	—	0.125	0.117	—	二区保育所	0.074	0.075	—	0.141	0.127
本郷小学校	0.066	0.079	—	0.108	0.127	—	学校区保育所	0.064	0.067	—	0.114	0.100
君原小学校	0.062	0.060	—	0.119	0.103	—	あゆみ保育園	0.047	0.061	—	0.110	0.098
舟島小学校	0.076	0.081	—	0.123	0.121	—	阿見ひかり保育園	0.083	0.086	—	0.138	0.130
阿見第一小学校	0.084	0.076	—	0.108	0.131	—	学校区児童館	0.071	0.083	—	0.122	0.106
阿見第二小学校	0.076	0.074	—	0.096	0.095	—	二区児童館	0.088	0.083	—	—	—
阿見中学校	0.088	—	0.084	0.108	—	0.122	総合運動公園 (陸上競技場)	—	—	—	—	0.163
朝日中学校	0.086	—	0.070	0.089	—	0.084	総合運動公園 (野球場)	—	—	—	—	0.106
竹来中学校	0.073	—	0.087	0.111	—	0.116	霞ヶ浦平和 記念公園	—	—	—	—	0.197
霞南至健中学校 ・霞ヶ浦高校	0.086	—	0.097	0.091	—	0.092	ゆりの木公園	—	—	—	—	0.148
霞ヶ浦聾学校	0.084	0.073	0.076	0.123	0.149	0.134	岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.196
ふたば幼稚園	0.063	0.060	—	0.100	0.115	—	うずらの公園	—	—	—	—	0.075
阿見みどり幼稚園	0.060	0.058	—	0.104	0.110	—	本郷近隣公園	—	—	—	—	0.187
荒川沖幼稚園	0.092	0.092	—	0.120	0.127	—	平均値	0.076	0.074	0.083	0.111	0.126
阿見幼稚園	0.085	0.076	—	0.131	0.156	—						

※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で ±10% 程度の誤差が生じることがあります

◎一般家庭・事業所を対象とした放射線の測定の申込方法

放射線対策室の窓口またはお電話 (☎ 888-1111 内線 127) でご予約ください。測定は無料です。

町の農産物について

町内産農産物について放射性物質の測定を行っています。10月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果 (合計 47 検体)

() 内は測定検体数

項 目	検査品目
不検出	青シソの実、柿、カブ、キウイ、キャベツ、小松菜、白米 (3)、玄米 (2)、サトイモ (3)、サトイモの茎、サツマイモ (5)、スイカ、ダイコン (3)、大豆、ヌカ、白菜、ブロッコリー、ホウレンソウ (3)、ヤーコンの葉、ワサビ菜
基準値内のもの	イチジクの葉、柿、栗、シメジ、マイタケ、ミカン (5)
基準値を超えたもの	原木しいたけ (4)

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システム (放射性物質の測定) の申込方法

農業振興課の窓口またはお電話 (☎ 888-1111 内線 183) でご予約ください。測定は無料です。

年末年始の交通事故防止

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

飲酒運転根絶

阿見町で9月末までで飲酒運転事故が4件発生しています。年末年始は、飲酒の機会が多くなります。車の運転にアルコールは厳禁です。ちょっとだし酔っていないから大丈夫などと車のハンドルを握るのは絶対にいけません。飲酒運転は絶対にやめましょう。

飲酒運転厳罰化の契機となった平成18年に発生した幼児3人死亡という悲惨な交通事故を引き起こした運転手に対し、危険運転致死傷罪で懲役20年が確定しています。飲酒運転は悲惨で重大な交通事故を引き起こすきわめて悪質危険な行為であり、被害者およびその家族はもちろん、事故を起こした運転手の家族までも精神的・経済的に大きな負担を強いられることとなります。自分と被害者の生活を壊し、元の生活に戻ることができなくなってしまったことを悔やんでも悔やみきれないものとなります。飲酒運転は重大な危険行為であり、その代償ははかりしれません。お酒を飲んだら自分が運転をしないことはもちろん、周りの人にも運転をさせないことを強く心掛けましょう。

飲酒運転は運転者にも周囲の人にも厳しい罰則

●運転者への処罰

- ▼酒酔い運転…5年以下の懲役または100万円以下の罰金 違反点:35点
- ▼酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金 違反点:25点以下

●運転者以外の周囲の責任についての処罰

※車両提供者は運転者と同じ処罰

- ▼運転者が酒酔い運転…5年以下の懲役または100万円以下の罰金 違反点:35点
- ▼運転者が酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金 違反点:25点以下

●酒類の提供・車両の同乗者への処罰

- ▼運転者が酒酔い運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ▼運転者が酒気帯び運転…2年以下の懲役または30万円以下の罰金

※危険運転致死傷罪（刑法第208条の2）

アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で運転して、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長20年の懲役を科せられます

路面凍結によるスリップ事故防止

冬期になり、降雪や路面凍結によるスリップ事故の発生が予想されます。常に日陰のところや橋の上、山道、降雨によって濡れた路面の翌朝など特に危険です。路面凍結などに備え、早めの装備と気持ちの冬支度を心掛けましょう。

凍結時にスリップ事故を起こさないために

▼安全な速度と十分な車間距離

凍結時の制動距離は、乾燥時の約4倍以上。スリップ事故では玉突き事故が約半数を占めます。安全な速度と十分な車間距離をとりましょう。

▼「急」のつく運転をしない

急ブレーキ・急ハンドル・急加速・急ブレーキはスリップ事故の原因です。

▼予測運転

天候・気温などから路面凍結を予測した運転を心掛けましょう。

▼車の冬支度

必要に応じ、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンなどの装備をしましょう。

※油断は禁物！ スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンも万能ではありません

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

『広報あみ』6月号から、阿見町を拠点に地域貢献・社会貢献活動を展開するNPO・ボランティア団体の情報を紹介するコーナーがスタートしました。町民活動センターでは、以下の要件に該当する団体からの掲載情報を募集しています。なお、情報紹介に際して電話番号の掲載が難しい場合には、町民活動センターを問い合わせ先代行として掲載することも可能ですので、ご相談ください。

【情報掲載可能な団体の要件】

- ▼社会貢献・地域貢献を主目的に活動していること
- ▼行政に事務局などを置かず、活動・会計処理などについて自立・独立していること
- ▼団体の所在地が町内にある、もしくは町を活動範囲に含んでいること
- ▼政治・宗教または営利を目的としていないこと
- ▼暴力団などと関係するものでないこと

NPO法人 まい・あみ

町民の福祉向上を目指して

～ 3 愛 (で愛・ふれ愛・ささえ愛) ～

私たち NPO 法人まい・あみは、ネットワークづくりと住民一人ひとりのニーズに即応する福祉サービスの提供を通じて、「地域住民が互いに支えあい、高齢者も障がい者もみんな一緒に安心して住める福祉のまち」の実現を目指しています。

どんなことをしているの？

1. 福祉相談対応

特に高齢者・障がい者の皆さまからの相談をお待ちしています。

2. 介護計画 (ケアプラン) 作成

公平・中立的立場で計画を作成します。

3. 福祉移送サービス (有償・登録制) の提供

内容：町内・近隣市町村へ移動のお手伝い
対象：介護認定を受けている人・障がい者

通院や買い物に利用したい
銀行や役場まで送ってほしい
などなど…。

※土曜・日曜・祭日も活動します

※福祉移送サービスは有償ではありますが、営利を目的としていないため、その運送対価は当該地域タクシー運賃の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に設定されています

どこで相談するの？

あなたの自宅に訪問してご相談を受けます。
まずはお気軽にお電話でご連絡ください。



●問い合わせ NPO 法人まい・あみ 代表藤井 ☎ 891-3010

■ NPO 法人・ボランティア団体から ～参加者を募集しています～

● 第 8 回アスレッコ駅伝フェスタ(手作り駅伝大会から改称)

～「アスレッコ駅伝フェスタ」ってどんな大会でしょう??～

冬の風物詩「駅伝」を中心に汗をかくことを楽しんで欲しい、そんな思いを込めて行っている小学生の大会です。チームのみんなとたすきをつないでがんばってみる。終わったら仲間といっしょにイベントにも参加して、楽しく遊んじゃう。大好きな仲間といっしょに笑顔いっぱいの日を過ごしてください。

日 時 平成 25 年 1 月 26 日(土) 午前 9 時スタート ※ 雨天時:27 日(日)

場 所 総合運動公園陸上競技場

内 容 ▼駅伝チャンピオンシップ(チーム戦)

① 1・2 年生男子の部 ② 3・4 年生男子の部 ③ 5・6 年生男子の部

④ 1・2 年生一般の部 ⑤ 3・4 年生一般の部 ⑥ 5・6 年生一般の部

※ 1 チーム 4 人 + 補欠 1 人の計 5 人でエントリーが原則。ただし、補欠なしでの参加も OK です。一般の部は、1 走と 3 走を必ず女子にしてください。2 走と 4 走は自由です。女子のみのチーム也大歓迎です

▼マラソンチャンピオンシップ(個人戦)

① 1・2 年生の部 ② 3・4 年生の部 ③ 5・6 年生の部

参 加 料 ▼駅伝:1 チーム 4,000 円 ▼マラソン:1,000 円(駅伝の補欠は無料)

申込期間 平成 25 年 1 月 9 日(水)まで

申込方法 下記ホームページ内の参加申し込みフォームから申し込みしてください

そ の 他 詳細は、ホームページ(http://www.geocities.jp/ami_athleteclub/)をご覧ください

問 合 せ NPO 法人阿見アスリートクラブ ☎ 887-1185 FAX887-0911

▼Eメール:ami_athlete2004@yahoo.co.jp



■ 活動報告コーナー

NPO 法人「AMI & YOU」事業開始

NPO 法人「AMI & YOU」は 8 月に発足し、主眼としている「さんま(※)」の意識を広めるため活動を開始しました。10 月 13 日にかすみ公民館、27 日に舟島ふれあいセンターで、「折り紙教室(こまつくり)」を開催し、多数の子どもたちの参加を得て楽しい時間を過ごしました。

参加した子どもたちは、折り紙のこまつくりに挑み、一人で「お父さん・お母さんと妹の分も作る」と言って 4 個作る子、「それに友達の分もあわせて 8 個作る」とはりきる子などもいたりし、みんなで大変楽しく実施いたしました。

私たち「NPO 法人 AMI&YOU」は、毎月楽しい「工作」と「遊び」を考えています。12 月は「工作」をテーマに「凧(たこ)づくり」を実施する予定であります。第一小学校・舟島小学校以外の子どもたちの参加也大歓迎です。詳細な日程などにつきましては、下記へお気軽にお問い合わせください。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

※さんまとは、1 に「時間」、2 に「空間」、3 に「仲間」を意味します

●問い合わせ先 ▼理事長:下仲 ☎ 887-5228 ▼理事:柴田 ☎ 887-3047



■ 町民活動センターから ～町民活動センターへぜひお越しください～

「〇〇のような団体を紹介してほしい」「〇〇のような団体と一緒に活動したい」と思われた際には、ぜひ町民活動センターへお越しください。町民活動センターは、NPO 法人・ボランティア団体の皆さんの情報発信をサポートするだけでなく、活動を行う団体や個人が自由に集える場所、「交流の場」「連携の場」でもあります。

ぜひ町民活動センターをご活用いただき、皆さんの手でその交流・連携の輪を大きくしていただきたいと思います。

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 24年度・第3回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



電気通信サービスの契約はクーリング・オフできない！！？

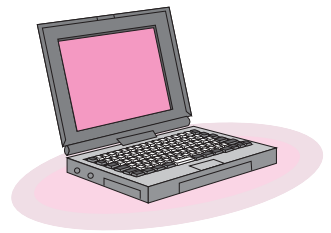
情報のやり取りをするうえで便利なインターネットは、今では大勢の人々が利用しています。最近、インターネット回線に関する相談が急増しています。

訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、「特定商取引法」のクーリング・オフ制度（無条件解約できる制度）があります。

しかし、電話・携帯電話の通信契約やインターネット接続サービス（プロバイダ契約）などの通信サービスは「電気通信事業法」によって消費者の利益が保護されていると考えられているため、「特定商取引法」は適用されません。

つまり通信サービス契約を、訪問販売や電話勧誘販売で契約してもクーリング・オフ制度の適用はありません。「電気通信事業法」では、業者は消費者に対してきちんと説明しなければならないと説明を義務づけています。勧誘が代理店であっても説明義務があります。

説明を十分に受け、契約内容をよく理解してから契約するようにしましょう。



●事例

「月々のインターネット回線利用料金が3,000円安くなる。」という電話勧誘が何度もあった。安くなるならよいと思い、業者の説明がよくわからないまま契約したが、家族に相談したらやはり現状のままでいいと言われた。クーリング・オフはできないのか。

●アドバイス

インターネット回線利用などの電気通信サービスを提供する契約は、訪問販売や電話勧誘販売を規制する特定商取引法が適用されないため、クーリング・オフはできません。また、解約する際は違約金を請求される場合もありますから、契約する前によく説明を聞き、理解して契約することが大切です。

電話勧誘でも承諾すれば契約は成立するので、何度もかかってくるしつこい勧誘に対しては、はっきり断りましょう。



～出前講座のお知らせ～

消費生活センターでは出前講座を実施しています。相談員が皆さまの所に伺って悪質商法の手口や振込め詐欺の対処法などを、コントやクイズを交えてわかりやすくお伝えします。費用は無料です。時間は30分～1時間程度で少人数のグループでも構いません。ぜひ、下記の町消費生活センターにお申込みください。

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前9時～午後4時）▼商工観光課 ☎ 888-1111（172）

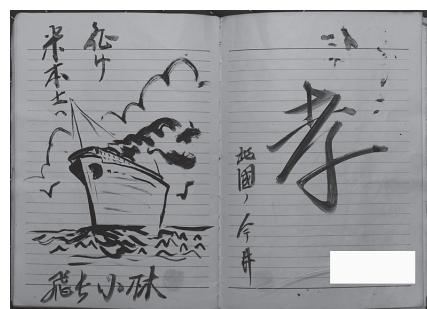
予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

企画展『甲飛 14 期生～特攻が始まった年の入隊者たち～』開催中

予科練の甲種第 14 期生は昭和 19 (1944) 年から入隊を開始しますが、ほかの期をしのぐ 4 万人を超える入隊者を数えています。しかし、戦局の悪化にともなって教育は途中で中止となり、さまざまな特攻兵器の要員として訓練を受けることになります。資料をもとに、14 期生の意味を考える展示です。

- ▼期日:平成 25 年 3 月 31 日(日)まで
- ▼場所:予科練平和記念館 20 世紀ホール
- ▼観覧料:常設展観覧チケットでご覧いただけます



▲予科練生のノート

元予科練生による講演会開催

戸張礼記氏は甲飛 14 期生として土浦海軍航空隊に入隊、終戦時には大湊海兵団(青森)で上陸しようとする戦車の下に爆雷を抱えて飛び込む訓練をしておられました。戦後、教員をお務めになった戸張氏から、戦争のない社会を引き継ごうとする私たちへメッセージをいただきます。

- ▼日時:12 月 16 日(日) 午後 2 時から
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼講師:戸張礼記氏(元甲飛 14 期生/予科練平和記念館歴史調査委員)
- ▼観覧料:常設展観覧チケットが必要です
- ▼その他:講演終了後に琴の演奏会があります

大人のための朗読会「加奈の小さなおはなし会」開催

元茨城放送アナウンサーであみ大使の藤田加奈子さんによる大人のための朗読会です。午後のひととき、暖かい館内で心に響く朗読の世界をお楽しみください。

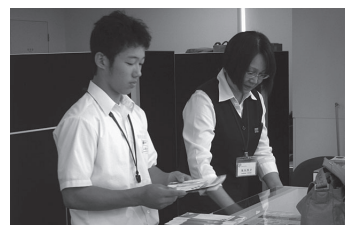
- ▼期日:平成 25 年 2 月 16 日(土)
- ▼時間:午後 1 時 30 分から ※約 1 時間
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼参加料:無料
- ▼その他:直接会場へお越しください



▲前回の様子

中学生の職業体験を実施しました

8 月から 10 月に、中学 2 年生を対象とした職業体験学習を行いました。今年度は竹来中学校・土浦市立都和中学校・美浦村立美浦中学校の 3 校計 13 人を受け入れました。展示室内でお客さまを案内したり、実際の資料を扱ったりと、普段の学生生活にはない仕事で緊張したようですが、全員がそれぞれ一生懸命に取り組んでいました。体験終了後には修了証を交付しました。



◎学芸員のつぶやき

今年も残すところあと 1 か月。「時間」について思うことが多くなります。「その日その日が一年中の最善の日である。(ラルフ・ワルド・エマーソン)」「常に現在の時間にしっかりしがみつけれ。刻一刻過ぎていく時間には、無限の価値がある。(ゲーテ)」みなさんは今年最後の月をどのようにお過ごしになりますか。

- ▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

『町長への手紙』に寄せられた ご意見・ご提案と回答をご紹介します

町では、『住みよいまちづくり』をより多くの町民の皆さんと一緒に進めていくために、町政に対して、日ごろ思っているご意見やご提案を手紙やEメールにより受け付けています。4月から9月にいただいた60件のご意見等から一部を紹介いたします。

その他のご意見等については、町ホームページ、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館の各施設で閲覧することができます。内容については、一部修正を加えて掲載しています。

●野良猫について

【意見等】

かわいそうという理由で何人かの人が餌を与え、自然と子どもが増え、畑を荒らし、あらゆる所にふんをします。犬はきちんとリードを付け、注射もし、登録もしているのに、そんな犬を野良猫にけがさせられたら誰も責任をとってくれません。何とかありませんか。

【回答】

ご指摘のとおり、犬は狂犬病予防法等により登録や係留が義務づけられていますが、猫に関しては法的拘束がないため、屋外で飼養する所有者が多く、野良猫増加の一因ともなっています。また、飼主のいない猫に対して「かわい

い」「かわいそう」という感情だけで無責任に給餌し、さなる繁殖を招き、地域の迷惑となったり、トラブルの原因となったりするケースも見受けられます。

町ではこれらの問題に対し、県動物指導センターや町内の獣医師および県動物愛護推進員、動物愛護団体や町民の皆さまのご協力を得て、チラシ配布や個別指導等により動物愛護に関する意識の啓発活動を推進しています。

今後は、飼主の責任や町の責務を明確にした動物愛護条例の制定も含め、避妊や去勢に対する補助金制度や一時里親制度の創設、動物愛護推進協議会の設立、猫の屋内飼育を進めるガイドラインの作

成、地域猫活動の支援等、飼主のモラルの向上と野良猫の減少に向けた効果的な施策を検討し実施してまいりたいと考えております。（環境政策課扱い）

※動物愛護条例は平成25年4月1日施行に向けてパブリックコメントを実施しました

【意見等】

●運動公園フットサルコート

【意見等】

フットサルコートの予約が1か月前からネットでも可能とすることで、土日を中心に予約を取ろうと試みていますが全く取れません。運動公園の受付の人によると、予約開始時刻に予約が殺到するそうので、予約を取るのにはなかなか難し

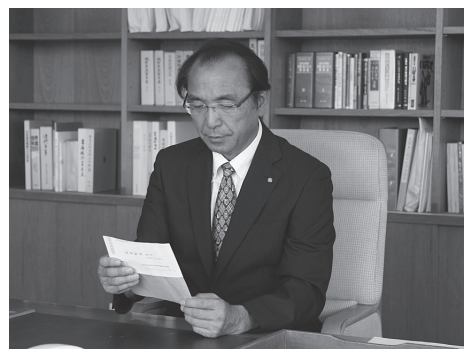
いとのこと。ここまでは致し方ないと考えますが、実際には、土日の夕方の時間帯など、コートが使われていないことも多く、それは、直前に予約をキャンセル料なしでキャンセルできるため、とりあえず予約を入れておいて直前にキャンセルする人がいるからで、これではせっかくの施設が有効利用されていない結果になっていると思われます。

悪天候の場合はともかく、直前のキャンセルにはキャンセル料を徴収したり、何度もキャンセルをする団体には何らかのペナルティーを与えたりするなど、施設が有効利用できる方策を講じてほしいと考えます。

【回答】

フットサルコートの予約は、そのほとんどがインターネット予約であり、人気の施設でもあることから、利用しやすい曜日・時間帯では、予約開始日である利用日1か月前の日付が変わると同時に、インターネット上で予約が入ってしまい、なかなか予約が取れない状況になっているかと思われま

す。このような予約状況であるにもかかわらず、当日キャンセルで施設が利用されないこ



とも多々あり、今年度分を調査したところ、その半数以上は限られた利用者であることがわかりました。

当日キャンセル等を防ぐ方策として、キャンセル料の徴収やペナルティーを与えることが考えられますが、常習的に当日キャンセルをする利用者は限られていることから、常習者に指導していくとともに、今後、他の運動公園の有料施設である、テニスコート、陸上競技場、野球場、多目的広場といった、運動公園全体の予約およびキャンセルの取り扱いを検討してまいりたいと考えております。（生涯学習課扱い）

問い合わせ 秘書課広聴係
088-1111(281)

～町長への手紙を送るには～

- 郵 送** この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください
- 投かん箱** 役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館——の各施設に、用紙と投かん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください
- ファクシミリ** 用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください
- 電子メール** 町ホームページ＞町長の部屋＞『町長への手紙』を参照し、送信してください
- 問い合わせ** 秘書課広聴係 ☎888-1111 (281) FAX 887-9560
▼**ホームページ**:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/> ▼**Eメール**:tegami@town.ami.lg.jp

3000390

阿見町中央1-1-1

阿見町長 行

(町長くの手紙)

料金受取人払郵便

阿見局
承認

63

差出有効期間
平成26年11月
30日まで



(切手をはらずにのりそのまま投かんしてください)

〈 折 れ 線 〉



ご協力ありがとうございました

まい・あみ・まつり2012

●決算報告●



御礼の挨拶
まい・あみ・まつり2012

実行委員長 飯野 一義

第23回「まい・あみ・まつり」

は、『明日につながる笑顔と絆』をテーマに、町民すべての人が楽しめるように、子どもたちには笑顔をあたるためにアミゴン復活を、お年寄りには昔懐かし旧阿見音頭を復活させました。

元氣な阿見町、活力のある

阿見町、笑顔のある阿見町を目指してスタッフ関係者一同頑張っていました。

4日・5日の二日間天候に

も恵まれ、おかげさまで6万人の来場者が「まい・あみ・まつり」に来ていただき、素晴らしい二日間になりました。

町民の皆さまと一体となつて年に一度の思い出を作る事ができたのは、たくさんのご協賛をいただいた企業・団

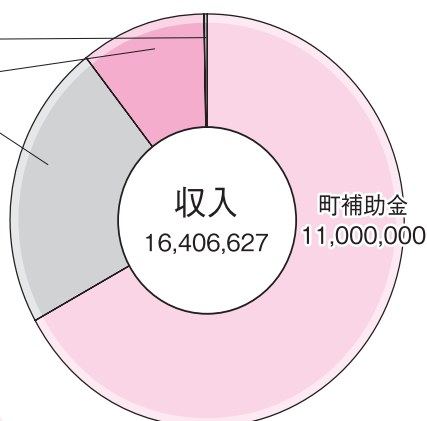
体・個人の皆さまのお力添えのおかげです。この場をお借りいたしまして心より感謝申し上げます。

町民の皆さまが年に一度心を一つにして楽しんでいただける素晴らしい「まい・あみ・まつり」が、この先も姿かたちは変わっても永遠と続くことを願い、来年も盛大に開催されることを祈願いたします。御礼の挨拶いたします。

■まい・あみ・まつり 2012 収支決算内訳

●対象期間 平成23年11月1日～平成24年10月31日(単位:円)

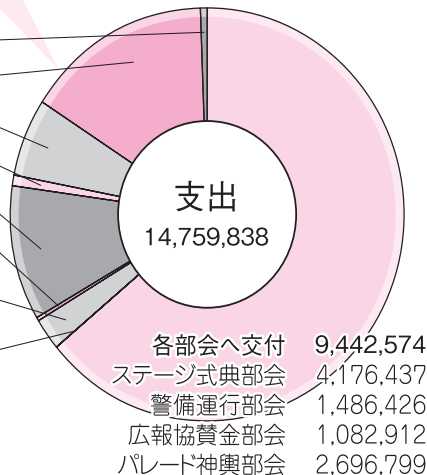
雑収入	377
前年度繰越金	1,714,477
協賛金	3,691,773



支出項目の主な内容

▼交際費:祝儀・会費等
▼需用費:消耗品・食糧費等
▼役務費:切手・はがき・保険料等
▼委託料:電気・設備委託等
▼使賃料:機器・借上・コピー代等

備品購入修繕費	43,944
使賃料	2,292,798
委託料	873,200
役務費	133,882
需用費	1,549,840
交際費	42,000
事務局臨時職員賃金	371,600
阿見音頭作曲家記念品代	10,000



▼まいあみ基金の状況

今期末残高 1,503,966 円

▼収入－支出＝1,646,789 円は、運営資金として来期へ繰り越します

■『まい・あみ・まつり 2013』実行委員募集

『まい・あみ・まつり 2013』の実行委員会を間もなく立ち上げます。楽しいまつりにするためのアイデアなど、皆さんのご意見をぜひお寄せください。合わせて、まい・あみ・まつりを支えてくれる『お祭りが大好きな仲間』も募集しています。ご希望の人は、1月末までに下記へご連絡ください。

●問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場内『まい・あみ・まつり事務局』 ☎888-1111 (173)



まちの できごと



10月15日～17日

保育所・児童館児童が『サツマイモ掘り』体験
10月15日～17日、若栗地内において町農業委員会が『サツマイモ掘り』を主催し、町内保育所・児童館の児童たちが参加しました。
大きなサツマイモを掘りだそうと、みんなで競うように一生懸命土を掘り、大きく育った明るい紫色のサツマイモが土から顔を出すと、畑のあちこちから歓声が上がリ、児童たちに喜びの表情が広がりました。



10月28日

さわやかフェアで健康標語の表彰・展示
町民一人ひとりの健康づくりの意識を高め健康的な生活習慣の実践を応援する取り組みとして、町内の小学校5・6年生の親子を対象に『親子でつくる健康標語』を募集し、最優秀賞1人・優秀賞4人・入選10人が選ばれました。入選者には『さわやかフェア』の展示会場で賞状が授与されました。
▼最優秀賞：「健康は 家族みんなの 宝物」(宮本芽衣さん／舟島小5年)



10月15日

体操の国際大会 ゆか種目で優勝
9月にドイツで開催された「第27回男子体操ジュニアユース国際大会」で、竹来中3年の山崎広輝さんが種目別ゆかで優勝、跳馬で第3位、平行棒で第5位、また個人総合で第5位入賞という成績を収めました。

火災予防ポスターコンクールで最優秀賞受賞
「第29回火災予防ポスターコンクール」中学生の部で、竹来中3年の今谷波瑠奈さんが最優秀賞を受賞しました。
今谷さんが2年生のときに描いたこの作品はポスターに採用され、県内公共施設などに貼られています。



10月21日

三区上地区で防災訓練を実施
10月21日、三区上地区において自主防災会の防災訓練が実施されました。
当日は小中学生も参加し、避難訓練や心肺蘇生の実技を含む救急救命訓練、給食給水訓練として炊き出しなどを行いました。



10月15日

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ 壁倍率4.0の地震に優れた下地材 通気工法で4.0の壁倍率 土台と梁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！ 地震がきても安心できる住まいに。。。家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。	当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。	リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!! 傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない・・・費用はどれ位かかるんだろう・・・など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。
建築業知事免許 (般-24) 第22375号 (株)美都住建 【本 社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32		茨城県知事免許 (4) 第5548号 (有)美都和ワ 阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

●公募委員募集

町情報公開・個人情報保護審査会委員

町情報公開・個人情報保護審査会委員の任期満了に伴い、当該委員の一部を選出します。

この審査会は、情報公開制度または個人情報保護制度に基づき、不服申立てがあった場合または審査会の意見を聴く必要が生じた場合に、町長等の諮問に応じて調査・審議を行う機関です。

委員の職務 情報公開制度または個人情報保護制度に基づく調査・審議。守秘義務を負う。

任期 平成25年4月1日～平成28年3月31日まで

募集人数 1人

応募条件 次の要件をすべて満たす人

町内在住で選挙権を有する

平日に開催する審査会に出席できる

町職員・議員および町のほかの審議会等の委員ではない

町政治倫理審査会委員

町政治倫理審査会の委員の任期満了に伴い、当該委員の一部を選出します。

この審査会は、町長等および議員が政治倫理基準または遵守事項に違反している疑いがある場合または町民から調査請求があった場合に、当該事実の調査等を行い、政治倫理の確立のため適切な処理を行うものです。

委員の職務 政治倫理確立のための調査および審査。守秘義務を負う。

任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日まで

募集人数 2人

応募条件 次の要件をすべて満たす人

町内在住で選挙権を有する

平日に開催する審査会に出席できる

町職員・議員および町のほかの審議会等の委員ではない

町長等および議員の2親等以内の親族または同居の親族ではない

報酬等 条例で定める額(報酬月額5300円、費用弁償700円)

応募期間 12月25日(火)まで

※土・日・祝日を除く

応募方法 まずは、左記まで連絡する。折り返し送付される応募用紙に住所・氏名・応募

の動機などの必要事項を記入のうえ、提出する

選考方法 レポートによる選考(選考後に結果を通知)

問合せ 総務課文書法制係

888-1111(214)

●町社会福祉協議会から「歳末ふれあい交流会」参加者募集

地域の皆さんの交流の場として、また親子のふれあい・保護者同士の親睦の機会として、ぜひご参加ください。

日時 12月15日(土)午前9時30分から(受付:9時から)

場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

内容 午前10時から:スカイダイビング見学(サンタクロースの姿で空から降下し、子どもたちにプレゼントを渡します。強風・雨天時中止)

10時30分から:①ミニSL・新幹線に乗りこ(雨天時中止)

②カレンダーづくりコーナー

③おかいものゲーム、わたがし・軽食等配布コーナー

午後0時30分:閉会

対象 町内在住の小学生以下

の子どもとその保護者

募集人数 300人(定員で

締切)

参加料 無料

申込期間 12月7日(金)まで

※土・日・祝日を除く

申込方法 電話または直接左記に申し込む

「フーリングパーティー」

参加者募集

期日 12月18日(火)

時間 午後7時～8時50分(受付:6時30分～6時50分)

場所 ベル・ザ・クラス(牛久市ひたち野西)

対象 20歳～49歳の独身男女

募集人数 男女各25人(申込多数の場合は抽選)

参加料 男性:5500円

女性:3000円(ハッピーチャンスクラブ会員の人は

または今回会員登録する人は5000円割引) ※当日集金。

12月15日(土)からキャンセル料(全額)が発生

申込期間 12月10日(月)まで

※土・日・祝日を除く

申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、身分証明書の

コピーを添えて左記に申し込む。郵送・ファクシミリ・Eメール可 ※申込書は町社会福祉協議会ホームページ

(<http://www.amishakyoo.or.jp>)に掲載

問合せ 〒300-0033 1

阿見町阿見4671-1 町社会福祉協議会地域福祉係

887-0084 FAX 887-9934

Eメール: fureai@amishakyoo.or.jp

〈広告欄〉

来年の準備は、もうお済みですか？



『カレンダー・家計簿・手帳』

2013年版販売中

オークスブックセンター阿見店

平日10時～21時 土日祝9時30分～21時

カスミ フードスクエア阿見店2階

阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 <http://www.oaksbc.co.jp>居酒屋
衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7電話 887-1147
FAX 887-0970

平成24年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は12月31日です。調査票へのご回答をお願いします。

▼問合せ 総務課統計係 ☎888-1111(215)

『患者等搬送事業』の認定を行いました

緊急性の少ない人の入院・通院・転院、社会福祉施設への送迎時等に移動手段を提供するサービスを『患者等搬送事業』といいます。

消防本部では、利用者の安全と利便を確保するため、基準を満たした事業者に対して認定を行っており、10月に左記の事業者を認定しました。

この介護タクシーは、車いすや寝台車に対応しており、通院や買い物などにご利用いただけます(有料)。利用方法や料金などの詳細については、左記の事業者にお問い合わせください。

▼事業者 つくばね介護タクシー

▼住所 阿見町鈴木23-19

▼電話番号 0120-3091

298

▼ホームページ <http://www.tb.tokyo.ne.jp/tukubane/index.html>

▼問合せ 消防本部警防課 ☎887-0119

青色決算説明会開催

税務署では、個人事業者の人の青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、説明会を開催します。

説明会で使用する資料は、当日会場で配布し、講師は税務署が依頼した税理士が行います。また、定員を超えた場合、入場をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

▼営業所得関係

▼期日 ①12月11日(火) ②18日(火) ③20日(木)

▼時間 午後1時30分～3時30分

▼場所 ①取手市役所藤代庁舎(取手市藤代) ②龍ヶ崎市文化会館(龍ヶ崎市駒馬) ③牛久市中央生涯学習センター(牛久市柏田町)

▼農業所得関係

▼期日 12月13日(木)

▼時間 午後1時30分～3時30分

▼場所 龍ヶ崎税務署(龍ヶ崎市川原代町)

▼問合せ 龍ヶ崎税務署個人課

税部門 ☎0297-6012029

『暮らしの便利帳』(第2版)の発行について

町では、行政サービス情報と地域に関する情報を一冊にまとめた地域情報紙、阿見町『暮らしの便利帳』(第2版)を民間事業者(株式会社サイネックス/本社:大阪市)と協働で、当初は平成24年12月に発行する予定でしたが、平成25年1月発行予定に変更になりました。ご迷惑をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。

この『暮らしの便利帳』は、全世帯に配布し、保存版として広く町民の皆さまに利用していただくものです。

●民間事業者との協働の発行とは

これは官民協働事業として、行政の財政負担を伴わない行政情報の発信と地域事業者の情報提供により、地域の発展と活性化をめざして発行するものです。

町は行政情報を提供し、冊子に有料広告の掲載を認め、協働発行事業者がその広告収入で、制作と発行の経費を賄う、新たな発行形態です。

●『暮らしの便利帳』はどんな内容ですか

- ▼全ページフルカラーで、各種制度や相談などの行政サービス情報や行政サービスに関連する民間事業者のサービス等を掲載
- ▼歴史・文化・特産品など、阿見町に関連する地域情報も充実

※株式会社サイネックスは、電話帳の発行などのプリントメディア事業・ITメディア事業を展開している事業者です

問い合わせ ▼役場秘書課広報係 ☎888-1111(283)

▼株式会社サイネックス土浦支店 ☎823-2388

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中

問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

乗馬体験で気持ちよく汗を流しませんか？

乗馬体験予約受付中

緑豊かな環境の「エルミオーレ茨城」は今年3周年を迎えました。3年分の感謝と致しまして、大人気の乗馬体験を特別価格でご用意致しました。ぜひこの機会に乗馬を体験してみてください。

3周年記念乗馬体験

「HALFDAY レッスンコース」

所要時間 90分(騎乗時間 約40分)

期間限定価格 3,150円(12/末)まで

コース詳細はHPをご覧ください。

「エルミオーレ茨城」で検索！！

「エルミオーレ茨城」

☎029-892-7727

稲敷市高田400 ※高田小学校スグそば

営業時間 8:00～20:00

毎週火曜・第3水曜定休

URL <http://www.elmeure-ibaraki.com>

こまったときは

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日 時 ① 12月6日(木) ② 1月10日(木)

午前10時～午後3時

場 所 役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(216)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時

場 所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター

☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時

場 所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時

弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)

場 所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談

日 時 第2・第4土曜日 午後1時～4時

場 所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

場 所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター

☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時

場 所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時45分

弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]

場 所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所

☎ 823-1123

● 公共機関電話番号 ●

役場

☎ 888-1111

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

障害福祉課

☎ 888-2943

水道課

☎ 889-5151

下水道課

☎ 829-5500

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

消防本部

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 887-2600

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

図書館

☎ 887-6331

学校給食センター

☎ 887-1430

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

消費生活センター

☎ 888-1871

社会福祉協議会

☎ 887-0084

シルバー人材センター

☎ 888-2036

うしくあみ斎場

☎ 830-9888

町民ダイヤル(休日

当番医・定例相談等の

テレホンサービス)

☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

● 総人口 47,757人 (+ 28)

● 男性 23,715人 (+ 22)

● 女性 24,042人 (+ 6)

● 世帯数 18,377世帯(+ 39)



▽ 11月1日現在

▽ 常住人口ベース

▽ ()内は前月比

▽ 総務課調べ

12月の納税等

固定資産税(3期)

国民健康保険税(7期)

後期高齢者医療保険料(6期)

介護保険料(5期)

納期限 12月25日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

1月の納税等

町県民税(4期)

国民健康保険税(8期)

後期高齢者医療保険料(7期)

納期限 1月31日(木)

交通事故発生状況 10月(前月比)

消防本部調べ

出場件数 24件(+11)

軽 傷 26人(+17)

中 傷 2人(-2)

重 傷 0人(-1)

※救急車の適正な利用をお願い

死 亡 0人(±0)

します

合 計 28人(+14)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店